

「パートナーシップ構築宣言」

発布：2022年8月22日

改訂：2024年4月1日（初回）

当社は、サプライチェーンの取引先の皆様や価値創造を図る事業者の皆様との連携・共存共栄を進めることで、新たなパートナーシップを構築するため、以下の項目に重点的に取り組むことを宣言します。

1. サプライチェーン全体の共存共栄と規模・系列等を超えた新たな連携

直接の取引先を通じてその先の取引先に働きかける（「Tier N」から「Tier N+1」へ）ことにより、サプライチェーン全体での付加価値向上に取り組むとともに、既存の取引関係や企業規模等を超えた連携により、取引先との共存共栄の構築を目指します。その際、災害時等の事業継続や働き方改革の観点から、取引先のテレワーク導入やBCP（事業継続計画）策定の助言等の支援も進めます。

サプライチェーン全体の情報共有に努め、関係する取引先との業務効率化を図ります。

2. 「振興基準」の遵守

下請中小企業振興法に基づく「振興基準」を遵守し、取引先とのパートナーシップ構築の妨げとなる取引慣行や商慣行の是正に積極的に取り組みます。

① 価格決定方法

取引対価の決定に当たっては、定期的な協議の場を設けるとともに、その他下請事業者から協議の申入れがあった場合には協議に応じ、労務費の上昇に伴い取引価格見直しの要請があった場合には、「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」に従って十分に協議します。

協議の上合意した価格変更はできるだけ早く行うよう努め、取引対価の決定を含め契約は、親事業者は契約条件の書面等による明示・交付を行います。

② 型管理などのコスト負担

「型の取り扱いに関する覚書」を参考に取引を行い、型管理の適正化に取り組み、不要な型の廃棄を促進するとともに、量産終了後の型の無償保管要請は行わないよう十分に配慮します。

③ 手形などの支払条件

支払サイトの短縮に努め、発注から納品までが長期間となる取引には、前払い、及び期中払いの比率を増やし、負担軽減に努めます。また、下請法対象事業者への支払は現金で支払います。

④ 知的財産・ノウハウ

「知的財産取引に関するガイドライン」に従い、契約上知り得た下請事業者の知的財産権やノウハウ等に関して、下請事業者に損失を与えることのないよう、十分に配慮します。下請事業者の知的財産の開示や提供には適切な対価を支払い、その権利を尊重し干渉や侵害となる行為は行いません。

⑤ 働き方改革等に伴うしわ寄せ

働き方改革が及ぼす下請事業者への影響に配慮しつつ、取り組みを阻害し、不利益となる様な取引や要請は

行わないように努め、やむを得ず、短納期又は追加発注、急な仕様変更などを行う場合は、増加コストを負担するよう努めます。災害時においては、下請事業者取引上一方的な負担を押し付けないように、また、事業再開等には、できる限り取引関係の継続等に配慮します。

3. その他

- ①上記に加えて、以下基本方針を掲げ、下請事業者だけでなくすべての取引先の皆様との取引において、信頼関係の構築に取り組みます。
 - 1) オープンでフェアな取引
 - 2) 信頼関係の構築、健全な相互発展
 - 3) 関連法令、契約条件の遵守
 - 4) 節度ある関係の構築
- ②あらゆる機会を通じ、弊社の取り組みに対する取引先のご意見を頂き日々の改善に努めていきます。

2024年 4月1日

福島製鋼株式会社

代表取締役社長 登坂 明弘